

令和 2 年度

川島町一般廃棄物処理実施計画（案）

川 島 町

目 次

本実施計画について

	頁
1 本実施計画の位置づけ	1
2 本実施計画の適用区域	1
3 計画年次	1
4 一般廃棄物処理計画の体系	1
5 本書で使う用語の意義	2
I ごみ処理編	
1 ごみ処理量および集団資源回収量の見込み	
(1) 令和2年度ごみ処理量の見込み	3～4
(2) 令和2年度集団資源回収量の見込み	4
(3) 令和2年度資源化率の見込み	4
2 一般廃棄物の排出の抑制ための方策	5
3 ごみの区分及び収集するごみの分別区分	
(1) 生活系ごみの区分	6～7
(2) 事業系ごみの区分	8
(3) 事業系ごみの種類別受入基準	9～13
(4) 分別して町が収集するものとしたごみの区分	14
4 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本事項	
(1) 生活系ごみ	15～18
(2) 事業系ごみ	19
(3) ふれあい戸別収集	20
(4) 排出者の自己処理とするごみの区分	20
(5) 一般廃棄物処理業の新規許可申請と本計画との整合性	20
5 ごみ処理施設に関する事項	
・町所有処理施設	
(1) ごみ焼却処理	21
(2) 不燃物処理	21
(3) 容器包装処理	21
・委託先処理施設	
(1) 不燃残さ処理	22
(2) セメント焼成処理	22
(3) 砂焼成処理	22
(4) 廃乾電池・廃蛍光管処理	22
(5) 鉄くず処理	23
・許可業者による搬出先処理施設	
(1) 食品残渣処理	23
6 収集日程等	

(1) 家庭系ごみの収集日程（粗大ごみ戸別収集を除く。）	2 4
(2) 町のごみ処理施設の搬入受付日時	2 4
7 家庭系ごみを排出する場合の排出基準	
(1) 家庭系ごみ排出基準	2 5～2 6
(2) 家庭系ごみ指定袋の基準	2 7
(3) ごみ処理施設受入基準（産業廃棄物に該当する場合を除く）	2 8
8 一般廃棄物処理業（収集・運搬）許可業者	2 9
（一般廃棄物（主に事業活動に伴って生じたもの、特定廃家電含む））	

II し尿処理編

	頁
1 生活排水の処理量の見込み	3 0
(1) 令和2年度生活排水処理量の見込み	3 0
(2) 令和2年度し尿処理施設処理量の見込み	
2 生活排水の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本事項	
(1) 処理主体及び処理方法	3 0
(2) 一般廃棄物処理業（収集・運搬）許可業者	3 1
(3) 净化槽清掃許可業者	3 1
(4) し尿のくみとりの地域指定	3 1
(5) 一般廃棄物処理業の新規許可申請と本計画との適合性	3 1
3 生活排水の処理施設に関する事項	
(1) 生活排水処理施設	3 3
4 生活排水の収集日程	
(1) 生活排水の収集日程	3 3
(2) 町のし尿処理施設の搬入受付日時	3 3

本実施計画について

1. 本実施計画の位置づけ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の3によると、法第6条第1項に規定する「一般廃棄物処理計画」は、基本的な事項について定める「基本計画」と、基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める「実施計画」とに分けて策定しなければならないとされている。

また、川島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第2条第1項によると、法第6条第1項に規定する「一般廃棄物処理計画」は、処理区域並びに廃棄物の種類ごとに収集運搬及び処分について策定し、毎年度当初に告示するものとされている。

この処理計画は、法施行規則第1条の3及び条例第2条第1項の規定を受けて策定する「一般廃棄物処理計画」である。

2. 本実施計画の適用区域

川島町全域

3. 計画年次

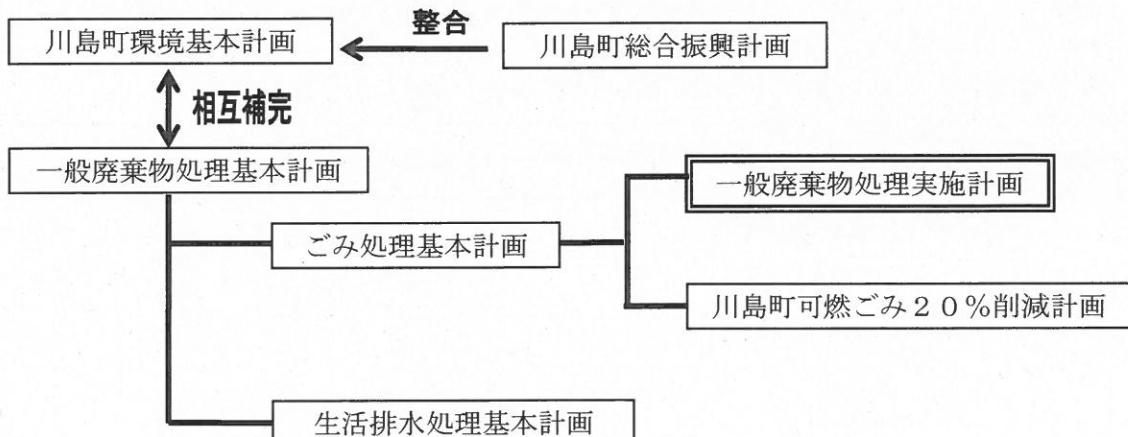
令和2年度

ただし、町の廃棄物の収集運搬及び処分について大きな変更を生じた場合は、条例第2条第2項の規定により、ただちに見直しを行い、すみやかに告示する。

4. 一般廃棄物処理計画の体系

「基本計画」並びに「本実施計画」の体系を次の図に示す。

図



5. 本書で使う用語の意義

用語	意義
【法】	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
【法施行令】	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
【条例】	川島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
【生活系ごみ】	一般家庭での日常生活から排出される廃棄物で、し尿等の液状のものを除いたもの
【事業系ごみ】	事業活動に伴って生じる廃棄物で、し尿等の液状のものを除いたもの
【ごみ集積所】	家庭系ごみの収集を受ける場所として、町に設置を申請し受理されたもの
【町のごみ焼却施設】	川島町環境センターごみ焼却施設内のピット及びプラットホーム
【町の容器包装処理施設】	川島町環境センター容器包装処理施設、容器包装ストックヤード
【町の不燃物処理施設】	川島町環境センター不燃物処理施設、ストックヤード、並びにごみ焼却施設の外周
【処分】	中間処理及び最終処分
【焼却処理】	中間処理として町のごみ焼却施設において焼却すること
【破碎処理】	中間処理として町のごみ焼却施設又は不燃物処理施設において破碎すること
【選別処理】	中間処理として町のごみ焼却施設、容器包装処理施設又は不燃物処理施設において選別すること
【圧縮処理】	中間処理として町の容器包装処理施設又は不燃物処理施設において圧縮すること
【埋立て処分】	最終処分として埼玉県環境整備センターにおいて埋め立てること
【規則】	川島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則
【生活排水】	下水道で処理されるものを除く生活排水
【町のし尿処理施設】	川島町環境センター（し尿処理施設）

I. ごみ処理編

1 ごみ処理量及び集団資源回収量の見込み

(1) 令和2年度ごみ処理量の見込み

ごみ処理の区分	ごみの種類	見込み量 (kg)
収集・運搬	可燃ごみ	3,100,000
	不燃・有害・危険ごみ	128,000
	かん・ペットボトル	121,000
	びん	87,000
	紙・布類	314,000
	容器包装	284,000
	粗大ごみ	9,100
	動物死体	4,300
	直接搬入 (生活系)	可燃ごみ 198,000 不燃ごみ 499,000
	直接搬入 (事業系)	可燃ごみ 1,417,000 不燃ごみ 140,000
	公共搬入	可燃ごみ 25,000
		不燃ごみ 14,000
	合 計	
		6,340,400
中間処理	焼却処理	可燃ごみ 4,705,400
	選別・破碎・圧縮 処理 ※一時保管含む	不燃・有害・危険ごみ 702,000
		びん・かん・ペットボトル 247,000
		容器包装 263,000
		紙・布類・ふとん 423,000
	合 計	
		6,340,400
最終処分	もえがら	0
	ばいじん	0
	不燃残渣	0
	合 計	0

ごみ処理の区分	ごみの種類	見込み量 (kg)	
資源回収量	容器包装	ペットボトル	84,260
		びん（白色）	26,860
		びん（茶色）	29,100
		びん（その他色）	18,630
		容器包装（プラスチック製）	193,460
		容器包装（紙製）	48,060
		スチール缶	20,940
		アルミ缶	21,430
		ダンボール	98,360
		紙パック	309
	有害物	牛乳パック	4,560
		鉄類	292,690
		紙類	93,700
		雑誌・雑紙	134,000
		布類	33,400
	焼却残渣	ふとん	6,100
		乾電池	4,890
	その他	蛍光管	2,470
		もえがら	565,000
		ぱいじん	190,000
	合計	不燃残さ	108,600
			1,976,819

(2) 令和2年度集団資源回収量の見込み

品目	紙類				布類	びん類	合計
	新聞紙	雑誌	ダンボール	牛乳パック			
回収量 (kg)	273,000	62,000	101,000	2,000	6,600	4,700	449,300
報奨金額 (円)	819,000	186,000	303,000	6,000	19,800	14,100	1,347,900

@ 3 円／kg

(3) 令和2年度資源化率の見込み（目標値：40%）

資源化率の見込み	35.73 %
----------	---------

※ 資源化率 = 資源化量(1,976,819)+集団資源回収量 449,300 / 総搬入量(6,340,400)+集団資源回収量(449,300) × 100 (35.73=2,426,119/6,789,700×100)

2 一般廃棄物の排出の抑制の方策

方 策	内 容	備 考
集団資源回収報奨金制度	ごみの減量化及び再資源化を図り、かつ環境保護、保全を目的に、町、地域団体（町内会、自治会、PTA、子供会等で資源回収実施団体として登録を受けた団体）及び回収業者が一体となって、集団資源回収を推進する。	川島町集団資源回収事業報奨金交付要綱
紙・布類の分別収集	ごみの減量とリサイクルを推進するため、及び焼却にともなう施設への負荷の軽減を目的に月2回の割合で分別収集を行う。	
びん・かんの分別収集	ごみの減量とリサイクルを推進するため、月2回の割合で分別収集を行う。	
容器包装の分別収集	容器包装リサイクル法の趣旨にもとづき、ごみの減量とリサイクルを推進するため、その他プラスチック製容器包装と、その他紙製容器包装の分別収集を行う。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
センターの施設見学	ごみ問題の意識啓発と教育の一環として、主に町内の小学4年生を対象に、センターのごみ処理施設の見学を行う。	
ごみ分別説明会の実施	自治会や各種団体等で分別説明会を実施する。	
小型家電リサイクル	環境センター、役場本庁舎、川島町コミュニティセンター、フラットピア川島に専用回収ボックスを設置。また、集積所から収集された不燃ごみから小型家電類をピックアップし、リサイクル事業者へ引き渡す。	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律
ごみ分別アプリの導入	スマートフォン専用アプリを導入し、ごみに関する情報を配信することにより、分別を身近に感じてもらう。	

3 ごみの区分及び収集するごみの分別区分

(1) 家庭系ごみの区分

ごみの区分	説明
容器包装 (プラスチック製)	<ul style="list-style-type: none"> ■ レジ袋、食品・日用品の袋（スナック菓子の袋など） ■ 食品のカップ（ヨーグルト、カップラーメンのカップなど） ■ 食品のトレイ・ラップ類（惣菜トレイ、コンビニ弁当の容器など） ■ 食品のチューブ（わさび、からしのチューブなど） ■ 食品の外装フィルム（おにぎり、サンドイッチの外装フィルムなど） ■ 食品・日用品のボトル・ポンプ（マヨネーズのボトル、シャンプーのポンプなど） ■ キャップ（ペットボトル、各種容器のキャップ） ■ 発泡スチロールの箱
容器包装 (紙製)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 紙の箱（お菓子の箱、ティッシュの箱、粉末洗剤、タバコの箱など） ■ 包装紙（商品の包装紙） ■ 内側にアルミニウムを利用した紙パック（酒パックなど） ■ 紙の袋（商店の紙袋、お茶漬けの袋、本屋の紙袋など）
びん	<ul style="list-style-type: none"> ■ 飲料用びん（ジュース・ドリンク剤、酒類のびんなど） ■ 食品用びん（ジャム、インスタントコーヒー、めんつゆのびんなど） ■ 化粧品びん（香水、マニキュアなど）
かん	<ul style="list-style-type: none"> ■ 飲料用かん（ジュース、酒類のかんなど） ■ 缶詰かん（くだもの、肉・魚類のかんなど） ■ ペットフードかん
ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> ■ 飲料用ペットボトル ■ 酒類用ペットボトル ■ しょう油用などのペットボトル
紙・布類	新聞紙 ■ 新聞紙、チラシ
	雑誌・雑紙 ■ 雑誌（雑誌、本、ノート、電話帳、時刻表など） ■ 雜紙（はがき、カレンダー、封筒、ダイレクトメール、名刺、ポスター、芯（トイレットペーパー、ラップ）など）
	ダンボール ■ ダンボール
	紙パック ■ 内側にアルミニウムを利用していない飲料用紙容器（牛乳パック・その他飲料用パック）
	布類 ■ 衣類 ■ 毛布、カーテン、タオルなど
可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 台所ごみ（生ごみ、貝殻など） ■ 小枝（一束長さ50cm以下、太さ10cm以下。ひもでしばって出す） ■ プラスチック製品、皮製品（ポリタンク、ビデオテープ、かばん、くつなど） ■ 座布団・枕など ■ 花火・マッチ（十分水にぬらしてから出す） ■ その他（アルバム、アルミはく・アルミホイル、乾燥剤など）
ごみの区分	説明

不燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 金属類（やかん、なべ、一斗かん、フライパンなど） ■ 小型家庭電化製品（特定家庭用機器を除く）
有害ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電球 ■ 蛍光管 ■ 乾電池 ■ 体温計（水銀）
危険ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ■ スプレー缶、カートリッジ式ガスボンベ、ライター、加熱式タバコ ■ 刃物・カミソリ ■ コップ、せともの
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 規則第5条別表第1に掲げる品目 ■ 他のごみ区分に属さない物で、以下のいずれかの条件を満たし、かつ規則第5条別表第1に掲げる品目に準ずる物。ただし、特定家庭用機器を除く。 <ul style="list-style-type: none"> 一 ごみの一番長い部分の長さが50cmを超える物 二 ごみの重量が10kg以上の物
動物の死体	<ul style="list-style-type: none"> ■ 犬、猫、その他の動物の死体
処理困難ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農薬・農薬のびん、劇物・劇物のびん、在宅医療廃棄物（注射器・針等）、農業用ビニール、土砂・建築廃材、屋根瓦、コンクリート・ブロック、消火器、ガスボンベ、ガソリン、オイル、ペンキ、耐火金庫、ピアノ、薬物、火薬類、焼却灰、苗箱、大量のプラスチック類、廃タイヤ ■ その他環境センターで処理できない物
特定家庭用機器廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定家庭用機器再商品化法施行令に定める以下の機械器具 <ul style="list-style-type: none"> 一 ユニット型エアコンディショナー <p>(※ ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。)</p> 二 テレビジョン受信機（※ ブラウン管式のもの、液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるよう設計したものを除く。）及びプラズマ式のもの） 三 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫 四 電気洗濯機及び衣類乾燥機

(2) 事業系ごみの区分

ごみの区分	説明
容器包装 (プラスチック製・紙製)	事業所から排出される容器包装(プラスチック製・紙製)で、当該事業所の主たる事業活動から生じたものでないもの。
びん	当該事業所の主たる事業活動から生じたものでないもので、以下のもの。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 飲料用びん ■ 食品用びん <p>(※ 形状、形質が家庭系ごみと同じものに限る。但し多量を除く。)</p>
かん	当該事業所の主たる事業活動から生じたものでないもので、以下のもの。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 飲料用かん ■ 食品用かん <p>(※ 形状、形質が家庭系ごみと同じものに限る。但し多量を除く。)</p>
ペットボトル	当該事業所の主たる事業活動から生じたものでないもので、以下のもの。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 飲料用ペットボトル ■ 酒類用ペットボトル ■ しょう油用などのペットボトル <p>(※ 形状、形質が家庭系ごみと同じものに限る。但し多量を除く。)</p>
紙・布類	<p>事業所から排出される紙類で再生可能なもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 新聞紙 ■ チラシ ■ OA用紙 ■ 雑誌 ■ その他不用となった紙類で再生可能なもの。 <p>(※法施行令第2条第1号に規定する廃棄物の種類に属する業種から排出される当該品目を除く。)</p> <p>事業所から排出される布類で再生可能なもの。</p> <p>(法施行令第2条第1号に規定する廃棄物の種類に属する業種から排出される当該品目を除く。)</p>
可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 紙くず ■ 木くず ■ 繊維くず ■ 動植物性残渣 <p>(※ 法施行令第2条第1号から第4号に規定する廃棄物の種類に属する業種から排出される当該品目及び紙・布類に属する物を除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 動物の死体 (※ 実験動物の死体、畜産農業に係るものを除く。)
産業廃棄物	他の区分に属さない固形状の産業廃棄物で、一般廃棄物とあわせて容易に処理することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障のない範囲の量のものとし、町長が必要の都度指定するもの。

(3) 事業系ごみの種類別受入基準

廃棄物 の種類	具 体 例	細 目	対象業種	種別と搬入の可否			
				一般廃棄物		産業廃棄物	
				可	否	可	否
1. 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ		全業種				○
2. 汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ペントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等		全業種				○
3. 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗净油、切削油、溶剤、タールピッチ等	食用油、ラード、鉱物油、エンジンオイルなど	全業種				○
4. 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液		全業種				○
5. 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等、すべてのアルカリ性廃液		全業種				○
6. 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物	下記以外のもの (ペットボトル、プラスチック製容器包装、発砲スチロールを含む)	全業種				○
		事業活動に伴って生じた少量（1日1kg未満）の廃プラスチック類（家庭から排出されるものと同種類のものに限る）	全業種			○ 少量指定	
		従業員等の個人消費に伴つて生じた少量（1日1kg未満）の弁当容器などの廃プラスチック類	全業種			○ 少量指定	
		コンビニエンスストア等の店頭回収ボックスの廃プラスチック類（ペットボトル等）	コンビニエンスストア びん・かん・ペットボトル自動販売機設置事業所				○
7. ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず		全業種				○

8. 金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等	下記以外のもの (飲料用アルミ缶、スチール缶、缶詰缶、菓子缶、塗料缶、スプレー缶、カートリッジ式ガスボンベ、一斗缶等を含む)	全業種				○
		事業活動に伴って生じた少量（1日1kg未満）の乾電池等（家庭から排出されるものと同種類のものに限る） (廃油等の付着しているものを除く)	全業種			○ 少量指定	
		従業員等の個人消費に伴って生じた少量（1日1kg未満）の飲料缶等	全業種			○ 少量指定	
		コンビニエンスストアの店頭回収ボックスの飲料缶	コンビニエンスストア				○
9. ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等	下記以外のもの	全業種				○
		事業活動に伴って生じた少量（1日1kg未満）の蛍光管等（家庭から排出されるものと同種類のものに限る）	全業種			○ 少量指定	
		従業員等の個人消費に伴って生じた少量（1日1kg未満）の飲料びん等	全業種			○ 少量指定	
10. 鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶融炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等		全業種				○
11. がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物		全業種				○

12. ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの		全業種				○
13. 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去により生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだものに限る。	包装材、段ボール、壁紙等 (紙製容器包装を含む)	建設業				○
		パルプ、紙、紙加工品、板紙、書籍等	パルプ製造業 紙製造業 紙加工品製造業 新聞業 出版業 製本業 印刷物加工業				○
	上記以外の事業活動に伴う紙くず	新聞紙、雑誌、紙製容器包装など	上記以外	○			
		コンビニエンスストアの店頭回収ボックスの紙製容器包装、紙くず	コンビニエンスストア	○			
		紙おむつ（感染症法に規定される感染性一般廃棄物に該当するもの）	入所施設等		○		
		紙おむつ（上記以外）	入所施設等	○			
14. 木くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品貯蔵業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る。	木材片、おがくず、かんなくず、型枠、足場材、建具工事等の残材等（建設業） 不要な木製家具等（物品貯蔵業） 木製パレット（全業種）	建設業 物品貯蔵業 木製パレットは全業種とも搬入不可				○
		残材、チップ、おがくず等	製材業 木製品製造業 パルプ製造業 家具製造業				○
	上記以外の事業所の活動に伴う木くず	木製机・イス・テーブル、剪定枝等	上記以外	○			

	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他繊維製品製造業を除く）に係るもの及びポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る。	廃ウェス、縄、ロープ類、畳等の天然繊維（建設業）木綿くず、糸くず、羊毛くず等の天然繊維（製糸業、紡績業）	建設業 製糸業 紡績業				○
15. 繊維くず	上記以外の事業活動に伴う天然繊維くず	作業服、制服（合成繊維製は廃プラスチック）	上記以外の繊維製品製造業等	○			
	医療機関等から排出される感染性廃棄物	血液、汚染物等が付着した繊維くず（特別管理一般廃棄物に該当するもの）	医療関係機関等		○		
	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	野菜くず、麵くず、ハムくず、パンくず、魚の骨、動物の内臓等 (販売店等から製品の売れ残り等を引き取った場合も含む)	食料品製造業 飲料・飼料製造業 医薬品製造業 香料製造業				○
16. 動植物性残さ	上記以外の事業活動に伴う動植物性残さ（生ごみ）	流通段階（飲食料品卸売業等） 消費段階（一般飲食店等）から出る ・売れ残り ・調理くず ・食べ残し等 (食品リサイクル法を優先)	上記以外	○			
17. 動物系固形不要物	と畜場においてとさつし、又は解体した獸畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物		と畜場 食鳥処理場				○
	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿		畜産農業 畜産類似業				○
18. 動物のふん尿	上記以外の事業活動に伴う動物のふん尿	ペットショップの犬、猫等のふん尿	上記以外	○			

	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体	実験動物の死体も含む	畜産農業 畜産類似業					○
19. 動物の死体	上記以外の事業活動に伴う動物の死体	ペットショップの犬、猫等の死体	上記以外	○				
	実験動物の死体	病原性微生物に関連した試験、検査に用いた動物の死体等（特別管理一般廃棄物に該当するもの）	医療関係機関等		○			
20. 13号廃棄物	上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの		全業種					○

(4) 分別して町が収集するものとしたごみの区分

分別して町が収集するものとしたごみの区分は、つぎに掲げるごみ区分とする。

生活系ごみ

番号	区分
1	可燃ごみ
2	容器包装（プラスチック製・紙製）
3	びん・かん・ペットボトル
4	紙・布類
5	不燃・有害・危険ごみ
6	粗大ごみ

4 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本事項

(1) 家庭系ごみ

ごみ区分	処理区分	処理主体	処理方法
容器・包装 (プラスチック製)・(紙製)	排出	排出者	<p>1 排出方法 生活系ごみ排出基準の容器包装（プラスチック製または紙製）排出基準による。</p> <p>2 排出場所 ごみ集積所</p> <p>3 排出日時 容器包装（プラ製・紙製）を収集する日として指定した曜日の日の午前8時までに排出するものとする。</p>
	収集運搬	町 (委託)	容器包装（プラ製・紙製）を収集する日と指定した曜日の日に、ごみ集積所から機械式ごみ収集車等（パッカー車等）により、その積載量に相当する量を収集し、町の容器包装処理施設へ運搬する。
	処理	町 (委託)	選別・圧縮・梱包処理した後、容器包装リサイクル協会（再生処理業者）が引取り再商品化する。
びん	排出	排出者	<p>1 排出方法 生活系ごみ排出基準のびん排出基準による。なお、生きびん（破損していないびん）は、集団資源回収への排出や販売店への返却を優先するものとする。</p> <p>2 排出場所 ごみ集積所</p> <p>3 排出日時 びん・かん・ペットボトルを収集する日として指定した曜日の日の午前8時までに排出するものとする。</p>
	収集運搬	町 (委託)	びん・かん・ペットボトルを収集する日として指定した曜日に、ごみ集積所から機械式ごみ収集車等（パッカー車等）により、その積載量に相当する量を収集し、町の不燃物処理施設へ運搬する。
	処理	町 (委託)	無色びん、茶色びん、その他の色のびんに選別・保管し、容器包装リサイクル協会（再生処理業者）が引取り再商品化する。
かん	排出	排出者	<p>1 排出方法 生活系ごみ排出基準のかん排出基準による。</p> <p>2 排出場所 ごみ集積所</p> <p>3 排出日時 びん・かん・ペットボトルを収集する日として指定した曜日の日の午前8時までに排出するものとする。</p>
	収集運搬	町 (委託)	びん・かん・ペットボトルを収集する日として指定した曜日の日に、ごみ集積所からペットボトルと併せ、機械式ごみ収集車等（パッカー車等）により、その積載量に相当する量を収集し、町の不燃物処理施設へ運搬する。
	処理	町 (委託)	スチールかん、アルミかんに選別・圧縮した後、再生資源として業者へ売却する。

	処理区分	処理主体	処理方法
ペットボトル	排出	排出者	<p>1 排出方法 生活系ごみ排出基準のペットボトル排出基準による。</p> <p>2 排出場所 ごみ集積所</p> <p>3 排出日時 びん・かん・ペットボトルを収集する日として指定した曜日の日の午前8時までに排出するものとする。</p>
	収集運搬	町 (委託)	びん・かん・ペットボトルを収集する日として指定した曜日の日に、ごみ集積所から、かんと併せ機械式ごみ収集車等(パッカー車等)により、その積載量に相当する量を収集し、町の不燃物処理施設へ運搬する。
	処理	町 (委託)	選別・圧縮・梱包処理した後、容器包装リサイクル協会(再生処理業者)が引取り再商品化する。
紙・布類	排出	排出者	<p>1 排出方法 生活系ごみ排出基準の紙・布類排出基準による。</p> <p>2 排出場所 ごみ集積所</p> <p>3 排出日時 紙・布類を収集する日として指定した曜日の午前8時までに排出するものとする。</p>
	収集運搬	町 (委託)	紙・布類を収集する日として指定した曜日に、ごみ集積所からトラック等(平ボディ車等)により、その積載量に相当する量を収集し、資源回収業者の施設へ運搬する。
不燃ごみ	排出	排出者	<p>1 排出方法 生活系ごみ排出基準の不燃ごみ排出基準による。</p> <p>2 排出場所 ごみ集積所 小型家庭電化製品に関しては専用ボックス(設置場所は役場本庁舎、川島町コミュニティセンター、フラットピア川島、川島町環境センターとする)</p> <p>3 排出日時 不燃・有害・危険ごみを収集する日として指定した曜日の午前8時までに排出するものとする。 小型家庭電化製品専用ボックスへの排出は、施設が開庁している時間とする。</p>
	収集運搬	町 (直営・ 委託)	不燃・有害・危険ごみを収集する日として指定した曜日の日に、ごみ集積所から有害・危険ごみと併せ、機械式ごみ収集車等(パッカー車等)により、その積載量に相当する量を収集し、町の不燃物処理施設へ搬入する。 小型家庭電化製品専用ボックスは、町が委託する業者による収集・運搬により町の不燃物処理施設へ搬入する。
	処理	町 (委託)	選別処理をし、その結果得られた物を次のとおり処理する。 (1) アルミ類、鉄類、その他金属類 再生資源として業者へ売却する。 (2) 残渣物 業者へ引き渡し再資源化する。

ごみ区分	処理区分	処理主体	処理方法
有害 ・危険ごみ	排出	排出者	<p>1 排出方法 生活系ごみ排出基準の有害・危険ごみ排出基準による。</p> <p>2 排出場所 ごみ集積所</p> <p>3 排出日時 不燃・有害・危険ごみを収集する日として指定した曜日の午前8時までに排出するものとする。</p>
	収集運搬	町 (委託)	不燃・有害・危険ごみを収集する日として指定した曜日の日に、ごみ集積所から不燃ごみと併せ、機械式ごみ収集車等(パッカー車等)により、その積載量に相当する量を収集し、町の不燃物処理施設へ搬入する。
	処理	町 (委託)	選別処理後、乾電池・蛍光灯は現物保管後、専門業者へ委託処理する。スプレー缶等は穴あけ作業を行った後、再生資源として業者へ売却する。
可燃ごみ	排出	排出者	<p>1 排出方法 生活系ごみ排出基準の可燃ごみ排出基準による。なお、紙・布類は集団資源回収への排出を優先するものとする。</p> <p>2 排出場所 ごみ集積所</p> <p>3 排出日時 可燃ごみを収集する日として指定した曜日の日の午前8時までに排出するものとする。</p>
	収集運搬	町 (委託)	可燃ごみを収集する日として指定した曜日の日に、ごみ集積所から機械式ごみ収集車等(パッカー車等)により、その積載量に相当する量を収集し、町のごみ焼却施設へ搬入する。
	処理	町 (委託)	焼却処理し、処理により発生したもえがら、ばいじんをセメント等の資源とする。

ごみ区分	処理区分	処理主体	処理方法
粗大ごみ	排出	排出者	排出者自ら町のごみ処理施設へ運搬するか、または町へ戸別収集の申し込みをする。 粗大ごみの戸別収集は、粗大ごみを決められた収集日までに、軒下など収集しやすい場所に出しておくものとする。
	収集運搬	排出者 または 町（委託）	1 排出者自ら運搬する場合 町のごみ処理施設の搬入時間内に、当該施設へ搬入する。 2 町が戸別収集する場合 決められた収集日に、排出者の自宅の軒下などからトラックにより、その積載量に相当する量を収集し、町のごみ処理施設へ運搬する。 電話申請による場合には、収集当日に併せて手数料の徴収を行う。
	処理	町（委託）	町の環境センターへ搬入された場合は、可燃ごみ又は不燃ごみとして処理する。
処理困難 ごみ	処分	排出者 または 町（委託）	1 排出者の処分 販売店、施工・解体業者等に処理を依頼する。 2 町の処分 生活系ごみに混入して、収集あるいは自己搬入された場合、また不法投棄の撤去により、町のごみ処理施設へ搬入された場合に限り、町が専門業者へ処分委託する。
特定家庭用 機器廃棄物	排出	排出者	特定家庭用機器廃棄物を排出しようとする者は、つぎの方法により排出する。 1 買い替えの場合 買い替え先の家電小売店へ引き渡す 2 買い替えでない場合 次のいずれか ・過去に買った家電小売店 ・川島町家電四品目引取り協力店
	処理	家電小売店 ならびに 製造業者	家電小売店の役割 排出者から引き取った特定家庭用機器廃棄物を指定引取場所（メーカー）へ運搬する。 製造業者の役割 過去自らが製造した特定家庭用機器廃棄物を指定引取場所から引き取り、再商品化を行う。

(2) 事業系ごみ

ごみ区分	処理区分	処理主体	処理方法
容器包装 ・ びん ・ かん ・ ペットボトル	収集運搬	排出者 または 委託業者	<p>排出者自ら処理することが困難な場合は、町の容器包装処理施設・不燃物処理施設へ自己搬入するか、一般廃棄物処理業（収集・運搬）許可業者へ委託する。</p> <p>排出者（委託業者を含む）が町の処理施設へ運搬する場合は、家庭系ごみ排出基準に従うものとする。</p>
	処理	町（委託） または 委託業者	<p>容器包装は、選別・圧縮、梱包処理した後、容器包装リサイクル協会（再生処理業者）が引取り再商品化する。びんは、無色びん、茶色びん、その他の色のびんに選別し、容器包装リサイクル法にもとづき、再商品化をする。かんは、スチールかん、アルミかんに選別・圧縮した後、再生資源として業者へ売却する。ペットボトルは、容器包装リサイクル法にもとづき、圧縮・梱包処理後、再商品化するか、処理業者へ処理を委託する。</p>
紙・布類	収集運搬	排出者 または 委託業者	<p>排出者自ら処理することが困難な場合は、町の保管施設へ自己搬入するか、一般廃棄物処理業（収集・運搬）許可業者へ委託する。</p> <p>排出者（委託業者を含む）が町の保管施設へ運搬する場合は、家庭系ごみ排出基準に従うものとする。</p>
	処理	町（委託） または 委託業者	再生資源として業者へ売却するか、処理業者へ処理を委託する。
産業廃棄物	収集運搬	排出者 または 委託業者	事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。ただし例外として、固形状の産業廃棄物で一般廃棄物と併せて容易に処分することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障のない範囲の量のものと、町長が必要の都度、指定するものに関しては、環境センターへ自己搬入する。
	処理	排出者 または 委託業者 または 町（委託）	事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。ただし例外として、固形状の産業廃棄物で一般廃棄物と併せて容易に処分することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障のない範囲の量のものと、町長が必要の都度、指定するものに関しては、町が処理ができる。
可燃ごみ	収集運搬	排出者 または 委託業者	<p>排出者自ら処理することが困難な場合は、町のごみ焼却施設へ自己搬入するか、または一般廃棄物処理業（収集・運搬）許可業者へ委託する。</p> <p>排出者（委託業者を含む）が町のごみ焼却施設へ運搬する場合は、家庭系ごみ排出基準に従うものとする。</p>
	処理	町（委託） または 委託業者	焼却処理し、焼却残渣を資源化するか、処理業者へ処理を委託する。

(3) ふれあい戸別収集

家庭から排出されるごみを、ごみ集積所へ持ち出すことが困難な世帯を対象に、週1回戸別に収集を行うもの。

(4) 排出者の自己処理とするごみの区分

次のごみは、排出者の自己処理とする。

排出者の自己処理とするごみの区分	家庭系の処理困難ごみ 事業系の処理困難ごみ 特定家庭用機器廃棄物
------------------	--

(5) 一般廃棄物処理業の新規許可申請と本計画との整合性

川島町における一般廃棄物処理業の許可に関する計画は、次のとおりとする。

一般廃棄物収集運搬業の許可

既存許可業者の能力・実績並びに、町内における今後的一般廃棄物の排出量の推移などを総合的に勘案すると、現状の体制で今後とも適正に収集運搬ができるものと考えられることから、新たな法令等の整備により生じた場合や、既存許可業者の能力では対応できない事情等、特段の理由が発生した場合、かつ、具体的な内容のある事業計画を提出できる場合に限り、その都度本計画との整合性により判断するものとする。

一般廃棄物処分業の許可

町の処分方法と異にする内容で処分業の許可申請があったときは、その処分方法が社会的要請に合致し、かつその処分技術が確立しており、町自ら行うことが困難な場合は、その都度、本計画との整合性により判断するものとする。

5 ごみ処理施設に関する事項

・町所有処理施設

(1) ごみ焼却処理

施設名	川島町環境センター（ごみ焼却施設）
所在地	埼玉県比企郡川島町大字曲師370番地
処理能力	40t／8h (20t／8h × 2炉)
処理方法	機械化バッチ燃焼式焼却炉
建設年度	着工：昭和53年1月 施工：昭和54年1月
稼働予定期数	243日
処理見込量	4,730トン／年

(2) 不燃物処理

施設名	川島町環境センター（不燃物処理施設）
所在地	埼玉県比企郡川島町大字曲師370番地
処理能力	10t／5h
処理方式	磁選機、手選別コンベヤ、 磁選機破碎機、金属プレス機
建設年度	着工：昭和54年4月 増設部 着工：平成3年1月 竣工：昭和54年9月 竣工：平成3年3月
分別基準適合物保管場所	有り
稼働予定期数	243日
処理見込量	300トン／年

(3) 容器包装処理

施設名	川島町環境センター（容器包装処理施設）
所在地	埼玉県比企郡川島町大字曲師370番地
処理能力	300kg／h (紙製・プラスチック製容器包装) 150kg／h (ペットボトル)
処理方式	ホッパー、手選別コンベヤ、圧縮減容機、結束機
建設年度	竣工：平成13年4月
分別基準適合物保管場所	有り
稼働予定期数	243日
処理見込量	242トン／年

・委託先処理施設

(1) 不燃残さ処理

施設名	ガラスリソーシング株式会社
所在地	千葉県銚子市春日町740-1
処理能力	400トン/日
処理方法	破碎による中間処理
処理見込量	不燃残渣 108トン/年

(2) セメント焼成処理

施設名	太平洋セメント株式会社 熊谷工場
所在地	熊谷市大字三ヶ尻5310
処理能力	196トン/日(24時間)
処理方法	セメント焼成
処理見込量	ばいじん 190トン/年 もえがら 275トン/年

(3) 砂焼成処理

施設名	ツネイシムテックス埼玉株式会社
所在地	寄居町大字三ヶ山250-1
処理能力	150トン/日 2系列 (24時間)
処理方法	砂焼成
処理見込量	もえがら 275トン/年

(4) 廃乾電池・廃蛍光灯処理

施設名	野村興産株式会社 イトムカ鉱業所
所在地	北海道北見市留辺蘂町富士見217番地1
処理能力	100.8トン(24時間)
処理方法	リサイクル
処理見込量	廃乾電池 5トン/年 廃蛍光灯 3トン/年

(5) 鉄くず処理

施設名	メタルリサイクル株式会社
所在地	埼玉県比企郡川島町大字戸守440
処理能力	452トン／日(8h:鉄くず) 387トン／日(8h:プラスチック)
処理方法	破碎による中間処理
処理見込量	鉄くず 300トン／年 (※有価物として取り扱われる量含む。)

(6) 廃スプレー缶・ライター無害化処理

施設名	長沼商事 株式会社
所在地	埼玉県所沢市一丁目306番地の7
処理能力	428トン／年
処理方法	不燃性ガス充填による穴あけ処理
処理見込量	スプレー缶・ライター 4.32トン／年

・許可業者による搬出先処理施設

(1) 食品残渣処理

施設名	株式会社 アイル・クリーンテック
所在地	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山328番地
処理能力	108トン／日
処理方法	堆肥化施設
処理見込量	食品残渣 3.6トン／年 ※許可業者 株式会社 ヤマキ ※排出事業所 埼玉県比企郡川島町上伊草1175-1 株式会社 ベイシア 川島インター店

6 収集日程等

(1) 生活系ごみの収集日程（粗大ごみ戸別収集を除く。）

別紙のとおり。

(2) 町のごみ処理施設の搬入受付日時

施設名	搬入受付日時
川島町環境センター	<p>(1) 委託業者が搬入する場合</p> <p>① 搬入日 日曜日、祝日、第2・4土曜日、年末年始を除く日とする。 ただし、町が指定した日においてはこの限りではない。</p> <p>② 搬入時間 午前9時から午後4時までを原則とする。</p> <p>(2) 排出者自らが搬入する場合（委託を含む）</p> <p>①搬入日・搬入時間 月曜日～金曜日・午前9時～11時30分、午後1時～4時 ※第1・3・5土曜日については、午前9時～11時30分</p> <p>②休日 日曜日、祝日、第2・4土曜日、年末年始</p> <p>ただし、上記搬入日時にかかわらず、施設の点検又は工事のため搬入できない日を指定することがある。</p>

7 生活系ごみを排出する場合の排出基準

(1) 生活系ごみ排出基準

ごみ区分	排出基準
容器包装 (プラスチック製)	<p>1 排出前の処理</p> <p>①ボトルはキャップをはずす。 ②中身を残さない。 ③軽く水洗いする。</p> <p>2 排出の形態又は制限</p> <p>①透明の袋又はレジ袋に入れて排出する。</p>
容器包装 (紙製)	<p>1 排出前の処理</p> <p>中身を残さない。</p> <p>2 排出の形態又は制限</p> <p>透明の袋又は紙袋に入れて排出する。</p>
びん	<p>1 排出前の処理</p> <p>①ふた・キャップをはずす。※ラベルはついたままでよい。 ②中身を残さない。 ③軽く水洗いする。</p> <p>2 排出の形態又は制限</p> <p>透明の袋に入れて排出する。</p>
かん	<p>1 排出前の処理</p> <p>①中身を残さない。 ②軽く水洗いする。</p> <p>2 排出の形態又は制限</p> <p>透明の袋に入れて排出する。</p>
ペットボトル	<p>1 排出前の処理</p> <p>①ラベルをはずす。 ②キャップをはずす。 ③軽く水洗いする。</p> <p>2 排出の形態又は制限</p> <p>透明の袋に入れて排出する。</p>
紙・布類	<p>1 排出前の処理</p> <p>①セロテープ、ガムテープ、ホチキス芯、窓付きセロハン、金具等を取る。 ②メモや名刺などの小さな雑紙は、封筒に入れるか、又は雑誌の間にはさむ。 ③ダイレクトメールや封筒などに宛名が入っており、プライバシー上問題のある場合は、宛名の部分を切り取るか、雑誌の間にはさむ。 ④ダンボールは折りたたむ。 ⑤牛乳パックは、洗って、開いて、乾かす。</p> <p>2 排出の形態又は制限</p> <p>①新聞紙、チラシは一緒にして専用の紙袋に入れるか、又はひもで十文字にしばる。 ②雑誌、雑紙は一緒にして、ひもで十文字にしばる。 ③ダンボールはひもで十文字にしばる。 ④牛乳パックは、10枚～20枚程度をひもで十文字にしばる。 ⑤衣類は、まとまった量を透明袋に入れて排出する。</p>

ごみ区分	排出基準
不燃ごみ	<p>1 排出前の処理</p> <p>①長い物はひもでしばる。 ②石油ストーブは、石油及び乾電池を抜く。 ③塗料、オイルのかんは、中身を抜く。 ④小型家電は、50cm以内、10kg未満で片手で持てる程度の物。 ⑤小型家電に個人情報が含まれている場合は、個人情報のデータを消去する。</p> <p>2 排出の形態又は制限</p> <p>①透明の袋に入れて排出する。ただし、小型家庭電化製品などは除く。 ②片手で持てる重さにして排出する。 ③パソコン本体及び携帯電話については自己搬入もしくは小型家電回収ボックスへの搬入可。</p>
有害・危険ごみ	<p>1 排出前の処理</p> <p>①蛍光管はケースに入れてひもでしばる ②スプレーかんは完全に使い切る。 ③刃物やガラス・せとものなどは、紙に包み品名を記入し袋に入れて出す。</p> <p>2 排出の形態又は制限</p> <p>①透明の袋に入れて排出する。ただし蛍光管を除く。 ②不燃・有害・危険ごみの日に、不燃ごみとは別にそれぞれ透明袋に入れて排出する。 ③片手で持てる重さにして排出する。</p>
粗大ごみ	<p>1 排出前の処理</p> <p>①バイク(50cc以下※ナンバーを外す)、石油ストーブ等は必ず燃料を抜く。 ②分解が可能な物については分解する。 ③家具のガラスなど危険のあるものを含む場合は、事前に取り外す。</p> <p>2 排出の形態又は制限</p> <p>①収集日当日のごみの増減はできない。 ②粗大ごみシールを貼り、玄関先、軒下など建物の外で運びやすいところにまとめて出しておく。 ③一回の収集で出せる粗大ごみの量は10点までとする。</p>
可燃ごみ	<p>1 排出前の処理</p> <p>①生ごみは、よく水切る。 ②食用油は、紙・紙布にしみこませるか、固める。 ③おむつは、汚物を取り除き、臭いがでないようにする。 ④小枝、木くず等は、長さ50cm以下、太さ10cm以下に切ってしばる。 ※多量の場合は少量ずつ数回に分ける。 ⑤ベルトやかばんの金属部分ははずす。 ⑥花火・マッチは十分水にぬらす。</p> <p>2 排出の形態又は制限</p> <p>①透明又は半透明の袋に入れて排出する。 ※ごみは長さ50cmまで(45lのごみ袋に入れることができる)、かつ重さ10kg程度/袋(片手で持てる程度)まで。 ②中身が確認できない、肥料袋・米袋・ダンボール箱などでは出さない。 ③小枝、木くず等を自己搬入する時は、長さ1m以下、太さ10cm以下にして搬入する。</p>

(2) 生活系ごみ指定袋の基準

基 準	<ul style="list-style-type: none"> ・記名 指定なし ・材質 指定なし（塩化ビニール製を除く。） ・色 無色又は白色 ・透明度 透明又は半透明（新聞紙を内側から密着させ、外側から新聞紙の文字が読める程度） ・容量 指定あり（収集効率の観点から、45 リッタ以下） ・大きさ 指定なし ・厚さ 指定なし ・レジ袋の取扱い 上記の基準を満たし、可燃ごみ、容器包装（プラスチック製）を排出する場合に限り可とする。 ・紙袋の取扱い 容器包装（紙製）を排出する場合に限り可とする。
基準の適用	<p>1 適用するごみの区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ①可燃ごみ 透明袋又半透明 ②不燃ごみ・有害・危険ごみ、びん・かん・ペットボトル、布類 透明袋 ③容器包装（プラスチック製） 透明袋又はレジ袋 ④容器包装（紙製容器包装） 透明袋または紙袋

(3) ごみ処理施設受入基準（産業廃棄物に該当する場合を除く）

品目	直径	長さ（幅）	1日あたりの受入量	備考
雑草			3立方メートル	枯らしてから搬入して下さい。
剪定枝・伐採木	10cm以下	1m以下	3立方メートル	小枝以外はチップ化します。 直径20cmを超えるものは受入れできません。
	11~20cm以下	30cm以下		
木材（柱等）	10cm以下	30cm以下	3立方メートル	チップ化します。 直径10cmを超えるものは受入れできません。
棕櫚シロの木 (毛苞モウカ付)	20cm以下	15cm以下	1立方メートル	毛苞(モウカ)を取り除いた場合は伐採木扱いとします。
根・株類	20cm以下	30cm以下	3立方メートル	
竹類	10cm以下	1m以下	3立方メートル	
疊類		2m×1m以下	10枚	事業系の産業廃棄物は搬入できません。（一般廃棄物の場合もあります。）
コンパネ・ベニヤ板		2m×1m以下	1立方メートル	事業系の産業廃棄物は搬入できません。（一般廃棄物の場合もあります。）
鋼材		2m×1m以下	1立方メートル	事業系は産業廃棄物となりますので搬入できません。

※環境センター搬入に係る受入れ基準

8 一般廃棄物処理業（収集・運搬）許可業者

一般廃棄物処理業（収集・運搬）許可業者

一般廃棄物（主に事業活動に伴って生じたもの、特定廃家電含む）

	業者名	住所	電話番号
1	(有)田中商事	川島町大字上伊草 728 番地 1	049-297-5061
2	ヤマダ産業(株)	川越市的場一丁目 8 番 15 号	049-226-7722
3	笹沼商事(株)	坂戸市花影町 7 番地 7	049-281-4420
4	加藤商事(株)	川越市上寺山 4 番地 1	049-222-5957
5	(株)クリーンネス藤原	鶴ヶ島市脚折 1966 番地 1	049-271-1372
6	(株)高澤商店	東松山市六軒町 18 番地 13	0493-23-6392
7	(有)丸清運輸	川島町大字出丸中郷 1923 番地 1	049-297-4453
8	高松商事(株)	鴻巣市上谷 1824 番地 1	048-541-4414
9	(株)環境サービス	比企郡小川町大字小川 885 番地 3	0493-74-0231
10	(株)フクヤマ	朝霞市宮戸三丁目 1 番 34 号	048-471-4485
11	(株)ヤマキ	熊谷市三ヶ尻字新山 3884 番地	048-532-1740
12	(有)瀬戸商事	入間郡毛呂山町大字長瀬 264 番地 5	049-294-1916
13	片山商事	さいたま市見沼区深作 5-18	048-685-1711
14	(株)利根陸運	川島町大字下小見野 771 番地	049-297-7255
15	石川商事(株)	川越市小仙波町四丁目 17 番 3 号	049-222-3047
16	(株)加藤商事	さいたま市西区中釘 2228 番地 5	048-624-1611

II. し尿処理編

1 生活排水処理量の見込み

(1) 令和2年度生活排水処理量の見込み

生活排水種別	見込み量
し尿	230 kℓ
浄化槽汚泥	5, 600 kℓ
合 計	5, 830 kℓ

(2) 令和2年度し尿処理施設処理量の見込み

種 別	見込み量
し尿・浄化槽汚泥	5, 830 kℓ
施設内排水処理分	500 kℓ
合 計	6, 330 kℓ

2 生活排水の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本事項

(1) 処理主体及び処理方法

排水処理種別	処理区分	処理主体	処理方法
し 尿	収集運搬	許可業者	川島町一般廃棄物収集運搬許可業者が環境衛生上必要な期間内にバキューム車（許可車両）で収集し、川島町環境センターへ運搬する。
	処 分	町	町のし尿処理施設において、膜分離高負荷脱窒素処理する。
浄化槽汚泥	収集運搬	許可業者	浄化槽管理者の申込みにより、川島町一般廃棄物収集運搬許可業者が許可車両で収集し、川島町環境センターへ運搬する。
	処 分	町	し尿と同じ

(2) 一般廃棄物処理業（収集・運搬）許可業者

	業者名	住 所	電話番号
1	(株)利根陸運	川島町大字下小見野 771 番地	049-297-7255
2	加藤商事(株)	川越市上寺山 4 番地 1	049-222-5957
3	高松商事(株)	鴻巣市上谷 1824 番地 1	048-541-4414

(3) 淨化槽清掃許可業者

	業者名	住 所	電話番号
1	(株)利根陸運	川島町大字下小見野 771 番地	049-297-7255
2	加藤商事(株)	川越市上寺山 4 番地 1	049-222-5957
3	高松商事(株)	鴻巣市上谷 1824 番地 1	048-541-4414

(4) し尿のくみとりの地域指定

業者名	担当する主たる区域
(株)利根陸運	中山地区・小見野地区・八ツ保地区（東大塚に限る）
加藤商事(株)	伊草地区（上伊草・飯島を除く）・三保谷地区・出丸地区
高松商事(株)	伊草地区（上伊草・飯島に限る）・八ツ保地区（東大塚を除く）

(5) 一般廃棄物処理業の新規許可申請と本計画との適合性

川島町における一般廃棄物処理業の許可に関する計画は、次のとおりとする。

一般廃棄物収集運搬業の許可

町においては、公共下水道の整備及び人口減少に伴い、し尿等の発生量は年々漸減傾向である。このため、川島町総合振興計画上、生活排水処理量が大幅に増加する場合か、必要処理能力（既存の許可業者数、収集従事者及び収集運搬車両等を勘案した総合的な能力）に特段の事情が発生しない限り、新規参入者は、一般廃棄物処理計画に適合しないものとして扱う。

一般廃棄物処分業の許可

町においては、し尿等を膜分離高負荷脱窒素処理により、町自ら行うものとする。この場合において、町の処理方式と異にする内容で処分業の申請があったときは、その処理方法が社会要請に合致し、かつその処理技術が確立している場合にあって、町自ら行なうことが困難な場合は、その都度本計画との適合性を判断するものとする。

3 生活排水の処理施設に関する事項

(1) 生活排水処理施設

施設名	川島町環境センター し尿処理施設
所在地	川島町大字曲師370番地
処理方法	膜分離高負荷脱窒素処理
公称能力	30kℓ／日 (し尿4kℓ／日・浄化槽汚泥26kℓ／日)
稼動予定期数	243日
処理見込量	6,500kℓ／年 17kℓ／日

4 生活排水の収集日程

(1) 生活排水の収集日程

生活排水種別	生活排水の収集日程
し尿	環境衛生上必要な期間内に収集
浄化槽汚泥	し尿処理施設の搬入受付日時による

(2) 町のし尿処理施設の搬入受付日時

施設名	搬入受付日時
川島町環境センター し尿処理施設	1. 搬入日 町の休日を除く日とする。 2. 搬入時間 午前9時～午後4時30分とする ただし、上記搬入日時にかかわらず、施設の点検又は工事のため搬入ができない日を指定することがある。

